

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月19日

大津市長 佐藤 健 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 唐崎小学校長寿命化改良等工事
- (2) 工事場所 大津市際川四丁目
- (3) 工事概要 唐崎小学校長寿命化改良等工事 一式
- (4) 工期 契約締結日の翌開庁日から令和11年3月16日まで
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (6) 最低制限価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (7) 支払条件 前金払 中間前金払 完成時払
- (8) 設計図書 大津市役所総務部契約検査課で閲覧に供するとともに、大津市入札情報公開システムに掲載する。なお、同システムに掲載する図面の閲覧に必要なパスワードについては、参加資格を有すると本市が認めた者にのみ通知する。
- (9) その他 本件入札に係る契約の締結は大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定による市議会の議決を経ることを条件とし、当該議決があるまでの間は仮契約を締結するものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日（以下「公告日」という。）から開札の日までにおいて、令和8年度大津市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)	入札参加申請における希望業種	「建築一式工事」であること。
(2)	法令による許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
(3)	所在地区分	近畿府県（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）に建設業法第3条第1項の営業所（建築工事業に係る特定建設業の許可を受けて営業しているものに限る。）を有する者であること。
(4)	完成工事高	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。次号において同じ。）における「建築一式工事」に係る完成工事高の2年又は3年平均が300万円以上であること。
(5)	総合評定値	ア 大津市内に本店を有する者にあつては、令和8年度（令和8年6月1日から令和9年5月31日まで）大津市建設工事等受注希望型指名競争入札発注基準のうち、「建築一式工事」における総合点数が、

		８００点以上であること。 イ 大津市内に本店を有しない者にあつては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式工事」に係る総合評定値が次のとおりであること。 (ｱ) 滋賀県内に本店を有する者にあつては、１，０００点以上であること。 (ｲ) 滋賀県外に本店を有する者にあつては、１，２００点以上であること。
(6)	配置予定技術者	本工事に配置する現場代理人及び建設業法に規定する監理技術者と直接的かつ恒常的な（公告日現在において３か月以上）雇用関係にある者であること。 なお、本工事の現場代理人と監理技術者とは兼務できるものとする。 また、本工事において、建設業法第２６条第３項第２号に掲げる監理技術者の配置は認めない。
(7)	設計業務受託者との関係	本工事に係る設計業務の受託者三和総合設計株式会社（法人番号４１６０００１０００８２２）との間に、次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。 ア 一方が他方の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合 イ 一方の代表権を有する役員が他方の代表権を有する役員を兼ねている場合
(8)	その他	ア 施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。 イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。 ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。 エ 大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。 オ 建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中にある者でないこと。 カ 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(ｲ) a にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を

		除く。 (7) 資本関係 a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 c a又はbと同視しうる関係にあると認められる場合 (i) 人的関係 a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 i 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 iv 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） (d) 組合の理事 (e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合 c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 d aからcまでと同視しうる関係にあると認められる場合 キ 次の(7)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。 (7) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。 (i) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又
--	--	---

		は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 (ウ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。 (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
--	--	--

3 入札参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 入札参加資格確認申請書は、入札説明書に示す様式及び留意事項等に基づき作成するものとする。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 電子入札システムにより入札に参加しようとする場合

電子入札システムにて一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書に必要書類を添えて提出すること。

イ 紙入札により入札に参加しようとする場合

必要書類全てに紙入札参加届出書を添えて天津市役所総務部契約検査課（天津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は次号の受付期間内に必着とするので注意すること。

(3) 受付期間 令和８年８月１９日（水）午前９時から同月２８日（金）午後５時まで

4 契約条項を閲覧する場所

天津市役所総務部契約検査課（天津市御陵町３番１号）

5 入札書受付期間、内訳書開封予定日時、開札予定日時及び受付方法

(1) 入札書受付期間 令和８年９月１６日（水）午前９時から同年１０月１日（木）午後５時まで

(2) 内訳書開封予定日時 令和８年１０月２日（金）午前９時２０分

(3) 開札予定日時 令和８年１０月２日（金）午前９時２０分

(4) 受付方法

ア 電子入札システムにより入札する場合

電子入札システムにて見積内訳書を添えて入札すること。

イ 紙入札の場合

入札書及び見積内訳書を天津市役所総務部契約検査課（天津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は第１号の受付期間内に必着とするので注意すること。

6 受付期間等に係る留意事項

第３項第３号の受付期間及び前項第１号の入札書受付期間については天津市の休日を定める条例

(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日を除くものとし、電子入札システム等の利用可能時間等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 電子入札システムの利用可能時間 午前8時から午後10時まで
- (2) 入札情報公開システムの利用可能時間 午前6時から午後11時まで
- (3) 大津市役所総務部契約検査課における受付時間帯 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

8 入札無効の要件

規則第13条による。

9 談合情報に対する対応

- (1) 入札に関して談合情報があったときは、入札の執行の延期又は取りやめ、事情聴取、確約書・誓約書の徴取及び公正取引委員会への報告を行うことがある。
- (2) 入札談合の事実があると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめ、又は入札を無効とし、及び公正取引委員会への報告を行う。
- (3) 契約締結後に談合等の不正行為が明らかになったときは、契約を解除し、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求することがある。

10 その他

- (1) この公告に記載のない事項は、入札説明書に記載のとおりとする。
- (2) 入札参加者が関係法令及び大津市契約規則並びに入札心得に反する行為をしたときは、大津市建設工事等指名停止基準により指名停止を行うことがある。